

平成 3 1 年 2 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 31 年 2 月 26 日 (火曜日)

平成31年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成31年2月26日（火曜日） 午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員 (11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第69号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第70号 非農地証明願いに係る証明について

議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 31 年 2 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は 11 名です。10 番、徳留委員から欠席の届けがありました。  
よって 12 名中 11 名の出席ですので、総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11 番の後藤委員と 12 番の横原委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。  
議案第 67 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は 4 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転  
に関するものが 4 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 67 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当  
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めますが。

11 番： はい。

議長： 後藤委員どうぞ。

11 番： 11 番、後藤です。2 月 20 日に、〇〇さん立会いの下、私と大内山推進委員の 3 名で  
現地調査を行いました。現地は、〇〇の〇〇バス停から 300m ほど山側に上がった〇〇  
にあります。〇〇さんが以前から〇〇さんから借り受けて、今年もスナップエンドウを  
作付けされておりました。調査の意見としまして、〇〇さんは、〇〇歳と高齢ではありま  
すが、まだまだ地域のリーダーの一人であり、奥さんと二人で元気に農業に励んでおら  
れます。〇〇さんは耕作の意思は全くなく、以前から〇〇さんに当該地を貸付けており、  
支障は全くないと考えられます。よろしく願いします。

議長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し  
ていただきたいと思っております。

議長： よろしいですか。  
(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 67 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 67 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 67 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 67 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

3 番： はい。

議 長： 北之口委員どうぞ。

3 番： 申請地は、〇〇公民館より北へ 150m 程行き、1 本目の通りを左折し 140m 程下った〇〇にあります。申請地を含め隣接する土地も耕作されておりました。申請地には道路がありませんが、申請地の東側に申請人の所有地が隣接しており、一体として利用することでした。調査の意見としましては、譲渡人は以前、町内に居住されておりましたが、現在は〇〇に転居し、高齢のため帰郷の意思もなく、以前から譲渡の話しを譲受人にされていたこともあり、今回の所有権移転の運びとなったところです。譲受人については、当該周辺農地において、バレイショ、スナップエンドウを中心に営農を行っており、申請地取得後は東側の所有する土地と合わせて、施設を設置し、野菜を中心とした営農を続けるとのことで、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 67 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 67 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 67 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 67 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひいたします。

議 長： 私の担当区ですので報告をいたします。

1 3 番： ○○氏と○○氏は親戚にあたるということで、○○は○○自治会より約 100m○○側に行ったところでした。航空写真で見られるように整備地区ではございませんので、周囲が遊休農地化しておりますが、その中でもきれいに耕耘されておりました。○○ですが、○○自治会の○○の南側にあり、○○自治会の中心部にありました。ここはきれいに耕耘され、菜園として野菜などが栽培されておりました。譲受人に聞きましたら、両方の土地とも今後も耕作していくということで、○○の方は今後も野菜を、○○の方は今までインゲン等を作付けされておりましたので、そのような方向で耕作をするとのことでした。3 条の申請については、何ら異議はないものと考えます。審議の方をよろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

2 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： 譲受人の字地番と○○の字地番が一緒ですが、家があるということですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： ○○番地のことだと思ひますが、登記簿上も現況も畑として登記されております。

1 番： であれば、普通は枝番が表示されるはずですが。

議 長： 暫時、休憩といたします。

議 長： 休憩前に引き続き、審議を開始いたします。

事務局： 申請人の居住地ですが、小学校の近くにありますが住宅にお住まいです。なので、住所

変更をされていないものと考えられます。

議 長： ご意見等ございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 67 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 67 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 67 号 受付番号 4 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10 ページをお開きください。

(議案第 67 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、この受付番号 4 番については、「議案第 69 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」の受付番号 2 番と関連があり、この農地法第 3 条許可申請の承認があつて、議案第 69 号 受付番号 2 番が審議対象となるものです。本審議において、承認されなかった場合は、議案第 69 号 受付番号 2 番は取り下げとなりますので、審議前にお伝えしておきます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 本日、担当委員の徳留委員が欠席となっておりますので、私の方で報告書を読み上げさせていただきます。現地の状況としまして、譲受人の〇〇さんと現地を調査しました。現地は〇〇より南西側に 400m 位の〇〇の前にあります。現地の状況は、資材等が一部置いてあり、耕作はされておりましたが、きれいに整備されている状況でした。調査の意見としまして、永年、譲受人の〇〇さんが借りて利用されているところで、今回、隣接地に牛舎を建設される計画であり、いずれは倉庫・飼料等の置場に利用したいということで、今回の利用権移転となったところです。譲受人は、地域の農地の利用調整に協力する意向もあり、今回の所有権移転により、周辺農地に農業上の支障は生じないものと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

議 長： よろしいですか。  
(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 67 号 受付番号 4 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 67 号 受付番号 4 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 68 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 13 ページをお開きください。今月の農地法第 4 条の許可申請、1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 68 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと思えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 徳留委員が欠席ですので、報告書を読み上げさせていただきます。現地の状況として、現地は〇〇より南西側に農道を 400m 程度行った〇〇前にあります。西側が畑、北側に段差のある農道、畑で、東側が所有者の畑である。現在は、牧草のロールが一部ありますが、きれいに整備されている状況です。調査の意見としまして、申請人の〇〇さんは畜産業を営んでおり、今は牛を現地の南側で飼育されております。娘夫婦の就農で、現在の施設では手狭となったことから規模拡大を図るため、新たに牛舎が必要であるとのことである。被害防除計画書や誓約書も提出されており、また、周辺農地に支障はないものと思えます。よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 現在、資料内に畜産環境に関する意見書が添付されておりませんが、この意見書については、牛 50 頭以上を飼育するために施設を建設するためには、畜産関係者からの意見を聴取する必要があるとございます。今、その意見書を取りまとめているところで、資料には添付しておりませんが、畜産関係内では問題はないと意見が一致しておりますので、提出された意見書を確認させていただきたいと思っております。

議長： よろしいですか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 68 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 68 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： 次に、議案第 69 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、24 ページをお開きください。議案第 69 号 農農業振興地域整備計画の変更に係る意見については 2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 69 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

3 番： はい。

議長： 北之口委員どうぞ。

3 番： 3 月 20 日に事務局、橋口会長、富田委員、持留推進委員と観光課職員と現地を調査しました。現地の状況としましては、〇〇から約 1.7km、東に行った〇〇の〇〇の入口にあります。現地の状況としましては、東側と北側が道路に面しており、申請地の西側、南側は田として利用されております。調査の意見としまして、申請地については、〇〇などの〇〇の入口にあたり、現在、多くの観光客が訪れる〇〇に通ずる中継地に位置しており、今後の地域観光振興を図るための駐車場、休憩所、トイレを設置する計画となっております。申請地が農振農地内ということだったので、他の候補地はなかったのかと確認したところ、代替地を検討されておりますが、適地がなかったということであり、被害防除計画書や誓約書が添付されていることや今回の申請が公共的な事業に供するための土地収用法に該当するための除外申請ということですので、やむを得ないものと考えます。ただし、周辺農地に支障がないこと、用排水施設に支障を及ぼすことがないことが条件と考えますので、3 月 1 日に予定されております、〇〇の総代会での了承が得られることを付け加えてはと考えます。審議をよろしく申し上げます。



議 長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 補足でございますが、先ほど北之口委員から土地収用法に関することが意見として述べられておりますので、ご説明させていただきます。  
(土地収用法について、資料に基づき説明。)

議 長： 収用法について説明がありました。ご質問ありませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 69 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 69 号 受付番号 1 番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 69 号 受付番号 2 番について、事務局より議案の説明を求めます。

(35 ページ 議案第 69 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ただいまの、事務局の説明に関連して、担当委員の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 徳留委員が欠席ですので、報告書を読み上げさせていただきます。現地の状況については、先ほどご説明しましたので、省略させていただきます。調査の意見としまして、申請人の〇〇さんは畜産業を営んでおり、牛を多頭飼育されている。また、娘夫婦も就農され、規模拡大を目指している。今回の用途区分変更は農業用施設である牛舎の建設であり、問題はないものとする。被害防除計画書等も提出されており、周辺農地への支障はないものとする。よろしくをお願いします。

議 長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 資料の 39 ページをお開きください。配置図でございますが、先ほどの 4 条申請は、左側の牛舎の部分となります。右側の倉庫につきましては、本人の計画では 200 ㎡以下での申請ということで、届出のみとなる見込みでございます。また、飼料タンクについても、同様に 200 ㎡以下での設置をいうことです。先ほど、局長の説明でもありましたが、倉庫と飼料用タンクの間土地ですが、実質、大久保さんが管理をされておりますが、登記の関係上、現在のところ名義変更ができないということで、今後、それに向けた手続きを進めたいということです。

議 長： ご意見ありませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 69 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 69 号 受付番号 2 番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 70 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 43 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 70 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： 私の担当区でございますので、現地調査等の報告をいたします。

1 3 番： ただ今、説明がありましたが、2 月 20 日に事務局、北之口委員、代理人の〇〇氏と現地を調査いたしました。現地は、〇〇より西側に 200m ぐらい入ったところにあります。航空写真でもお分かりのように、周囲は 30 年～40 年の杉、檜が植林されておりますが、あまり手入れもされていない状況でした。写真上はきれいな道路のように見えますが、幅員が 1.5m 程度しかないような里道という感じのものでした。今後、畑に復元することも困難でしょうし、基盤整備などを実施することもないようなので、非農地として判断することに問題はないものと考えます。よろしく申し上げます。

議 長： ただ今、事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 別冊の 30 ページが現地調査時に撮影した写真でございます。次の 31 ページが平成 12 年当時の古地図と平成 28 年現在の航空写真の比較でございます。見ていただければお分かりのように、平成 12 年から山林化されております。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 70 号 受付番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 70 号 受付番号 1 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 70 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 47 ページをお開きください。

(議案第 70 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 非農地証明願いに関する現地調査報告をいたします。2 月 20 日に事務局、会長、東山崎委員、申請人の〇〇氏と現地調査を行いました。当該地は現在耕作されておらず、40 年程前から南側の畑の通路として利用されていたとのことでした。今回、奥の所有者である〇〇氏が購入し、道路として整備し利用するとのことでした。別冊の資料にも 45 年前の古地図が添付されておりますが、当時から通路として利用されていたようです。先々月、審議をしました分筆された土地に隣接する 70 m<sup>2</sup>で奥への農地への通路であるならば、問題はないのではないかと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 70 号 受付番号 2 番について、

非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 70 号 受付番号 2 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第 71 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 57 ページの議案第 71 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。差し替え資料をご覧くださいと思います。

(議案第 71 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。  
推進委員の皆様からもご意見などありませんか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 補足させていただきます。受付番号 1 番の上ですが、ここについては、新規就農者のハウス建設予定地となったことから、〇〇氏から取り下げをする旨があり、改めて、新規就農者からの利用権設定となるところです。施設については、暖房インゲンのハウスとなっております。また、受付番号 6 番でございますが、使用貸借で賃借料は記載しておりませんが、保全管理のために借り受けるということとなっております。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 71 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 71 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議長： 次に本日、追加議案とします、報告第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定に係る会長専決事項について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 資料については、本日お配りした、差し替え資料・追加資料の 4 ページの報告第 2 号の報告書をご覧ください。

南大隅町農業委員会規則第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、会長専決により、農業

経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を決定しましたので、その報告をいたします。

(報告第2号の議案書にもとづいて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定に係る会長専決事項についての内容を説明)

事務局： 詳細については、担当の方から説明いたします。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： ただ今、事務局長より説明がございましたが、先月、〇〇の一時利用指定の決定をいただいたところですが、それと合わせまして、売買に関する件についても同時に審議していただきました。と、後日、鹿児島県地域振興公社から連絡があり、一時利用の決定日と売買に関する日付をあわせざるを得なくなりましたので、今回、専決で決定をさせていただいたところです。この、〇〇の売買事業に関しましては、滞りなく事務が進んでおりまして、この後、嘱託登記に済ませることとなっております。今回、会長専決で報告させていただいておりますが、関係書類については、公社に送付させていただいております。

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。  
(推進委員からもご意見などありませんか。)

8 番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8 番： この売買価格は、売主と買主とで決めた価格であって、公社の価格設定は入って来ないのですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 公社は価格設定には入って来ないです。金額について、双方の価格の申し入れと合わせて、この売買に係る土地の近くの売買実績状況に応じてものを参考としてお知らせするぐらいのものです。情報としてお出しするぐらいです。

8 番： そうですね。相場程度でしょうね。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 〇〇が昨年か一昨年、〇〇円で売買があったと思いますが、それを参考にと公社にはお知らせしたところです。

8 番： 買う方もですが、売る方もこれ以下では売りたいくないのが本音でしょうから。

事務局： 今回、たまたま、双方の金額が概ね一致したといったところです。

事務局： 荒廃農地謝金の説明を。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： この〇〇さんの土地を〇〇が購入するわけですが、約 23,000 m<sup>2</sup>となっております。この土地については、ご存じの委員の方もいらっしゃいますが、相当、荒れている状況です。これについては、農業委員会の事業にあります、耕作放棄地解消の 10a 当り 20,000 円を支払う事業の対象となりますので、23,000 m<sup>2</sup>分の解消については、耕作放棄地の復旧ということで、謝金として支払いを行う予定です。

議 長： よろしいですか

(質問、意見なし)

議 長： それでは、報告第 2 号については、以上で終わります。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について  
②行事予定について  
③その他  
・農地法第 52 条に基づく農地の賃借料情報の公表について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 31 年 2 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員